

南部町介護予防訪問介護相当サービス実施要綱

平成 29 年 3 月 28 日

健福要綱第 20 号

(目的)

第 1 条 南部町介護予防訪問介護相当サービス事業（以下「事業」という。）は、要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下「事業対象者」という。）に対して、食事・入浴・排泄の介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助サービスを提供することにより、要介護状態となることの予防、要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、法及び省令の例による。

(対象者)

第 3 条 事業の対象者は、要支援者及び事業対象者とする。なお、事業実施にあたっては、地域包括支援センターが、当該要支援認定者及び事業対象者の意思を最大限に尊重しつつ、心身の状況、その他置かれている環境等に応じて、適切なケアマネジメントに基づき判断した結果、介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要と認められた者とする。

2 事業対象者とは、65 歳以上の者であって、基本チェックリストを実施した結果、生活機能の低下が認められた者とする。

(事業の内容)

第 4 条 事業の内容は、次に掲げるもののうち適切なケアマネジメントに基づき必要と認められたものとする。

(1) サービス提供の準備及び実施記録に関すること。

- ア 健康チェック
- イ 環境整備（換気、室温、日当たりの調整等）
- ウ 相談援助、情報収集
- エ サービス提供後の記録等

(2) 身体介護に関すること。

- ア 排泄介助（トイレ利用、おむつ交換）
- イ 食事介助
- ウ 特段の専門的配慮をもって行う調理

- エ 清拭
- オ 部分浴（手浴、足浴、洗髪）及び全身浴
- カ 洗面
- キ 身体整容
- ク 更衣介助
- ケ 体位変換
- コ 移乗・移動
- サ 起床・就寝介助
- シ 服薬介助
- ス 自立生活支援のための見守りの援助

(3) 生活援助に関すること。

- ア 対象者の生活範囲内の清掃・整理整頓（居室内、トイレ、卓上の清掃等）
- イ ゴミ出し
- ウ 洗濯（洗濯、物干し、取り入れ、収納、アイロンがけ等）
- エ ベッドメイク（シーツ交換、布団カバーの交換等）
- オ 衣類の整理（夏・冬服の入れ替え等）
- カ 被服の修繕（ボタン付け、破れの補修等）
- キ 一般的な調理・配下膳
- ク 日常品の買物
- ケ 薬の受け取り
- コ その他町長が認めるもの

(事業の実施)

第5条 介護予防訪問介護相当サービスは、法第115条の45の5第1項の指定（以下単に「指定」という。）により実施する。

(介護予防訪問介護相当サービスの利用の手続き)

第6条 第3条の規定に該当する者（以下「対象者」という。）が介護予防訪問介護相当サービスを利用しようとするとき（介護予防サービスと併せて利用するときを除く。）は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書に介護保険被保険者証を添付して、町長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、対象者に代わって、当該者に対して第1号介護予防支援事業又は介護予防サービス計画を行う地域包括支援センターの職員が行うことができる。

(第1号事業費の支給)

第7条 町長は、対象者が介護予防訪問介護相当サービスの提供を受けたときは、対

- 対象者に対し、第1号事業支給費（以下「サービス支給費」という。）を支給する。
- 2 第1号事業費の額は、次条の規定により算定した費用の額の100分の90に相当する額とする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、町長は、対象者が受けた介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）に要した費用の合計額、対象者に係る健康保険法（大正11年法律第70号）第115条第1項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定するこれに相当する額として介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）で定める額の合計額及び対象者が第1号事業に要した費用の合計額を勘案して特に必要があると認める場合においては、前項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは「100分の90から100分の100までの範囲内の割合」とすることができる。
 - 4 対象者であつて、令第29条の2第1項の規定により算定した合計所得金額（以下この項において「合計所得金額」という。）が、令第29条の2第2項に規定する額（以下この項において「基準額」という。）以上である者に係る第1号事業支給費については、第2項中「100分の90」とあるのは「100分の80」と、前項中「100分の90から」とあるのは「100分の80から」とする。ただし、当該者が、介護予防訪問介護相当サービスを受けた日に令第29条の2第3項各号のいずれかに該当するときは、当該者に係る合計所得金額は、基準額を下回つたものとみなす。
 - 5 対象者であつて、令第29条の2第1項の規定により算定した合計所得金額（以下この項において「合計所得金額」という。）が、令第29条の2第2項に規定する額（以下この項において「基準額」という。）以上である者に係る第1号事業支給費については、第2項中「100分の90」とあるのは「100分の70」と、前項中「100分の90から」とあるのは「100分の70から」とする。ただし、当該者が、介護予防訪問介護相当サービスを受けた日に令第29条の2第3項各号のいずれかに該当するときは、当該者に係る合計所得金額は、基準額を下回つたものとみなす。
 - 6 対象者が指定第1号訪問事業者（以下「事業者」という。）からサービスの提供を受けたときは、町長は、当該対象者が事業者を支払うべきサービスに要した費用について、サービス支給費として当該対象者に対し支給すべき額の限度において、当該対象者に代わり、当該事業者を支払うものとする。
 - 7 前項の規定による支払があつたときは、対象者に対しサービス支給費の支給があつたものとみなす。
 - 8 サービス支給費の請求に対する審査及び支払に関する事務は、法第115条の45の3第6項の規定に基づき青森県国民健康保険団体連合会に委託して行うものとする。

(第1号事業費用基準額)

第8条 介護予防訪問介護相当サービスに係る費用の額は、第1号事業に要する費用の額を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額とする。

- (1) 訪問型サービスⅠ（週に1回程度の訪問型サービスが必要とされた者）
事業対象者・要支援1・2 1月につき11,760円(1,176単位)
- (2) 訪問型サービスⅡ（週に2回程度の訪問型サービスが必要とされた者）
事業対象者・要支援1・2 1月につき23,490円(2,349単位)
- (3) 訪問型サービスⅢ（週に2回を超える訪問型サービスが必要とされた者）
事業対象者・要支援2 1月につき37,270円(3,727単位)
- (4) 訪問型サービスⅠ日割（週に1回程度の訪問型サービス）
事業対象者・要支援1・2 1日につき390円(39単位)
- (5) 訪問型サービスⅡ日割（週に2回程度の訪問型サービス）
事業対象者・要支援1・2 1日につき770円(77単位)
- (6) 訪問型サービスⅢ日割（週に2回を超える訪問型サービス）
事業対象者・要支援2 1日につき1,230円(123単位)
- (7) 初回加算 1月につき2,000円加算(+200単位)
- (8) 生活機能向上連携加算Ⅰ 1月につき1,000円加算(+100単位)
生活機能向上連携加算Ⅱ 1月につき2,000円加算(+200単位)

注(1)から(6)について

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 $\times 90/100$

- (9) 介護職員処遇改善加算Ⅰ 1月につき+所定単位 $\times 137/1000$
- (10) 介護職員処遇改善加算Ⅱ 1月につき+所定単位 $\times 100/1000$
- (11) 介護職員処遇改善加算Ⅲ 1月につき+所定単位 $\times 55/1000$
- (12) 介護職員処遇改善加算Ⅳ 1月につき+(11)の $90/100$
- (13) 介護職員処遇改善加算Ⅴ 1月につき+(11)の $80/100$
- (14) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ +所定単位 $\times 63/1000$
- (15) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ +所定単位 $\times 42/1000$

特別地域加算 所定単位の15%加算

中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位の10%加算

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位の5%加算

訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分

新型コロナウイルス感染症への対応 +所定単位 $\times 1/1000$

注 所定単位数は(1)から(8)までにより算定した単位数の合計

注 (1)から(8)は、支給限度額管理の対象の算定項目

注 (12)と(13)については、令和4年3月31日をもって廃止する。

注 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は支給限度額管理の対象外の算定項目

注 (14)と(15)について、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定していることを要件とする。また、(14)の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算ⅠまたはⅡを算定していることを要件とする。

(支給限度額)

第9条 第3条2項に該当する者に係るサービス支給費の支給限度額は、要支援認定により要支援1と認定された者に係る介護予防サービス費等区分支給限度額とする。ただし、介護予防ケアマネジメントにより当該支給限度額を超えたサービスの提供が必要とされた者に係るサービス支給費の支給限度額については、要支援2と認定された者に係る介護予防サービス費等区分支給限度額とする。

(住所地特例適用被保険者に係る負担金)

第10条 南部町の住所地特例施設に居住する住所地特例適用被保険者に対しては、施設所在地である南部町がサービス提供等を行うこととする。

2 当該住所地特例適用被保険者に係る費用に関する保険者市町村から南部町への負担金は、介護保険法施行令第37条の16に定めるところにより、サービス支給費及び第1号介護予防支援事業に係る費用として省令で定める額とする。

3 サービス支給費については、住所地特例施設所在地である南部町がサービス支給費を支給した上で保険者市町村が毎月精算する。ただし、保険者市町村が住所地特例施設所在地である南部町の代わりにサービス支給費を支給することにより精算を行うことができることとする。これにより、国民健康保険連合会から保険者市町村へ直接サービス支給費を請求し、保険者市町村が支払うことによりサービス支給費の精算は完了する。

(秘密保持等)

第11条 事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び厚生労働省が策定した医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日通知）を遵守し、利用者の個人情報を適切に取り扱う。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外

の目的では原則として利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて、利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に盛り込むこととする。

(苦情処理)

第12条 事業者は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業者は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して南部町が行う調査に協力するとともに、南部町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業者は、南部町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を南部町に報告する。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、南部町、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事業者は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- 4 事業者は、業務時間内における利用者の事故等に配慮し、損害賠償保険に加入する。

(利用者の責務)

第14条 対象者は、予め決定された利用日に利用できないときは、速やかに事業者に連絡しなければならない。

(関係機関との連携)

第15条 町長、地域包括支援センター、事業者は、互いに連携を図る中で、事業の効果的な実施を図るものとする。又、必要に応じて、かかりつけ医師及びその他関係機関と連携を図るものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の供与)

第16条 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1か月前までに、次に掲げる事項を町長へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現にサービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1か月以内に当該サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、地域包括支援センター、サービス事業を実施する者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(その他の事項)

第17条 この要綱に定めるもののほか、介護予防訪問介護相当サービスの実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月9日健福要綱第14号)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日健福要綱第25号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

南部町介護予防訪問介護相当サービスに係る仕様書

本仕様書は、「南部町介護予防訪問介護相当サービス実施要綱」(以下「要綱」という。)第 17 条に基づき、事業の円滑かつ適正な実施に必要な事項を定めるものとする。

(訪問介護員等の人員基準)

介護予防訪問介護相当サービス事業者は、事業所ごとに、次に掲げる旧介護予防訪問介護の基準と同様の人員を配置しなければならない。

	配置要件	必要な資格
管理者	常勤・専従 1 以上※1 ※管理者の業務に支障がない場合は、当該訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他事業所等の職務と兼務可。ただし、併設の入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員との兼務はできない。	特になし
サービス提供責任者	常勤の訪問介護員等のうち利用者 40 人に 1 人以上※2	・介護福祉士 ・実務者研修等修了者
訪問介護員等	常勤換算 2.5 以上	・介護福祉士 ・初任者研修等修了者

※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能

※2 一部非常勤職員も可能（常勤換算方法によることができる。）

利用者数は前三月の平均値とする。ただし、新規指定を受ける場合は、推定数による。

(介護予防訪問介護計画の作成)

サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、次の内容等を記載した介護予防訪問介護計画を作成しなければならない。

- ・ 計画の目標

利用者の状況を把握・分析して、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、援助の方向性や目標を明確にすること。

- ・ 当該目標を達成するための具体的なサービスの内容

具体的なサービスの内容：担当訪問介護員の氏名、サービスの具体的な内容、所要時

間、日程等を明らかにすること。

計画の作成に当たっては、下記①～④に留意する必要がある。なお、計画の変更についても、同様に①～④を実施すること。

- ① 介護予防訪問介護計画は、ケアプランの内容に沿って作成しなければならない。
- ② サービス提供責任者は、計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- ③ サービス提供責任者は、計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付しなければならない。
- ④ サービス提供責任者は、計画の作成後、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行うこと。